

！火気器具等使用時の注意事項！

平成25年8月に京都府福知山で、花火大会での露天爆発によって多数の死傷者が出るという痛ましい事故が起きました。これを踏まえ平成26年12月1日より、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部が改正されました。当施設においてもこのような事故が起きないように、イベントなどにおいて火気器具等を使用する場合の予防対策として以下のとおり定めますので、ご協力をお願いいたします。

1. 火気器具等とは

- ① 液体燃料を使用する器具（発電機等）
- ② 固体燃料を使用する器具（バーベキューコンロ等）
- ③ 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ等）
- ④ 電気を熱源とする器具（ホットプレート等）
- ⑤ 使用に際し火災のおそれのある器具



2. 火気器具等の使用について

- ① 原則として、館内での火気器具等の使用は禁止しております。武道館の暖房器具等必要な場合は、体育館事務室へ相談のうえ、事前に「暖房器具等使用許可願」をご提出ください。
また、特例として館内での使用が許可された場合は『避難誘導員配置図』に火気器具等・消火器の設置場所を記入し、置賜広域行政事務組合消防本部と米沢市営体育館へ提出してください。
- ② 不特定多数の人が集合するイベント等で、（駐車場等）屋外で火気器具等を使用する場合は、必ず消火器を準備した上で使用してください。

3. 届出について

- ① 不特定多数の人が集合するイベント等で火気器具等を使用する場合は、別に提出する「催物開催届出書」「自衛消防隊組織編成表」「避難誘導員配置図」と合わせて、『露店等の開設届出書』（様式第12号の2）及び『火気器具等及び消火器配置図』（別紙3）を各2部作成し、置賜広域行政事務組合消防本部へ提出してください。また、提出後写し（届出済証印のあるもの）を米沢市営体育館へ提出してください。

※『火気器具等及び消火器配置図』は別紙の記入例を参考に作成してください。

- ② 届出は、「露天等を開設しようとする者」が行ってください。
※同一の催物で複数の露天等が開設される場合も、各々の露天等での届出が必要です。

4. 消火器について

- ① 消火器は、耐用年数内の“疲労していない”国家検定を受けた、業務用のものを準備してください。検定を受けた消火器は検定マークが貼られていますので確認して下さい。また、検定を受けた消火器でも住宅用消火器は該当しません。
なお、消火器は防災設備会社やホームセンター等で購入することができます。
※使用期限が過ぎた古いものや、期限内でも腐食や、キズ・変形があるなどの“疲労した”消火器は、強い圧力に耐えきれず破裂することがあります。絶対に使用しないでください。
- ② 消火器は、原則1つの火気器具等又は1つの露天等（火気器具等を使用するもの）に対して、1本必要です。



火災予防のポイント

ガソリンの取扱い

- 金属製の容器（携行缶）で貯蔵し、直射日光をさけ、高温とならない通気性のよい場所で保管すること。
- 携行缶の蓋を開ける際は、調節ねじを緩め、内圧を抜くこと。
- 携行缶は使用の都度、ノズルを外し密閉すること。
- 発電機等に給油する際は、エンジンを止め、安全な場所で給油すること。

プロパンガスの取扱い

- ボンベは水平な場所に置き、転倒防止を図ること。
- 直射日光や火気の近くをさけ、通気性のよい場所に置くこと。
- ホースは劣化したもの等は使用せず、接続部にはホースバンドを取り付け固定すること。

ガスコンロ等の取扱い

- 使用中はその場を離れないこと。
- 不燃性の台の上で使用し、上方1 m、周囲15 cm以内には可燃物を置かないこと。

火気器具等使用時には別紙「自己点検チェックシート」を活用し、
防火安全確認を実施してください。